

令和15年国民スポーツ大会・
全国障害者スポーツ大会
鳥取県準備委員会

設立総会・第1回総会



令和5年6月1日（木）

とりぎん文化会館 小ホール

令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会
鳥取県準備委員会設立総会・第1回総会 次第

日時：令和5年6月1日(木) 13:30～14:00

場所：とりぎん文化会館 小ホール

- 1 開 会
- 2 あいさつ 鳥取県知事 平井 伸治
鳥取県議会議長 浜崎 晋一
※祝電披露
- 3 設立総会
第1号議案 令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会の設立(案)
(設立趣旨、準備経過、準備スケジュール)
第2号議案 令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会会則(案)
- 4 第1回総会
第1号議案 令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基本方針(案)
第2号議案 令和5年度事業計画(案)
第3号議案 令和5年度収支予算(案)
第4号議案 総会から常任委員会への委任事項(案)
- 5 あいさつ 公益財団法人鳥取県スポーツ協会会長 林 昭男
- 6 閉 会

設立総会

令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 鳥取県準備委員会の設立（設立趣旨）

平成31（2019）年1月、県議会をはじめ、スポーツ団体など関係各位のご尽力により、令和15（2023）年に国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会が本県で開催されることが事実上決定したところであります。

- ・本県では、当初、令和15（2023）年の国民スポーツ大会（第88回大会）及び全国障害者スポーツ大会（第33回大会）の内々定を得たところですが、その後令和2（2020）年の鹿児島国体（第75回大会）の中止・特別大会の開催に伴い、令和2（2020）年12月に日本スポーツ協会で延期ルールが定められました。（国民体育大会開催基準要項の改正等）
- ・当時、本県の前2年が内々定のない空白期間となっていたことから、本県では、予定どおり令和15（2023）年開催を目指しており、最終的に国体委員会の承認を経て決まる予定です。

本県においては、昭和60（1985）年に「明日へ向かってはばたこう」をスローガンとして、質素で真心のこもった第40回国民体育大会「わかとり国体」及び第21回全国身体障害者スポーツ大会・わかとり大会を県民の総力を挙げて開催しました。

「わかとり国体」での天皇杯（総合優勝）の獲得など本県選手団の活躍や、県民総参加で大会を支えた自信と誇りは、全国最小人口の県であっても「やればできる」という自信と誇りを県民にもたらし、本県スポーツ振興の大きな礎となりました。

前回の大会の開催から38年が経過し、少子高齢化による人口減少、世界的な感染症の流行や戦争の勃発など、明るい希望を見出しづらい社会にあって、改めて多くの人々にスポーツの持つ価値が再認識されているところです。

住民にとって、スポーツを楽しむ機会が提供されることで人々の暮らしが豊かになります。東京2020オリンピック・パラリンピック大会をはじめとして、本県ゆかりの選手の国内外での活躍は、県民に元気と希望をもたらしてくれています。また、スポーツを通じて、国や文化・価値観の違いを超えてお互いを高めあい、讃えあい、理解しあう姿は、人々に感動を与えてくれます。

国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の本県での開催は、県民誰もがスポーツを通じて健康で心豊かな生活を享受できる、鳥取県らしい共生社会づくりを推進するものであります。また、効率的な大会運営に努めつつ本県の魅力を県内外に発信できれば、地方創生の起爆剤となり、鳥取県の元気づくりに繋がる絶好の機会ともなります。

両大会を成功させ、大会後も継続する成果につなげていくためには、県、市町村や関係機関・団体、地元企業等すべての県民が一丸となって、開催準備に取り組む必要があります。

よって、以上の目的を達成するため、ここに令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会を設立し、諸準備に万全を期するものであります。

令和 15 年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備経過

期 日	内 容
平成 30 年 9 月 18 日	(公財) 鳥取県体育協会が理事会・臨時評議員会で、第 88 回 (2033 年) 国民体育大会招致を決議
平成 30 年 9 月 20 日	知事が県議会本会議において、両大会を 2032 年に招致することを表明
平成 30 年 10 月 5 日	(公財) 鳥取県体育協会が、第 88 回 (2033 年) 国民体育大会招致に関する要望書を、(一社) 鳥取県障がい者スポーツ協会が第 33 回 (2033 年) 全国障害者スポーツ大会招致要望書を、それぞれ県議会、県、県教育委員会に提出
平成 30 年 10 月 15 日	県議会が「第 88 回国民体育大会及び第 33 回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
平成 30 年 11 月 13 日	県、(公財) 鳥取県体育協会、県教育委員会が連名で、開催要望書を (公財) 日本スポーツ協会と文部科学省に提出
平成 30 年 12 月 13 日	(公財) 日本スポーツ協会平成 30 年度第 3 回国民体育大会委員会において、鳥取県を第 88 回 (2033 年) 国民体育大会の開催申請書提出順序了解県とすることが承認
平成 31 年 1 月 16 日	(公財) 日本スポーツ協会平成 30 年度第 5 回理事会において、鳥取県を第 88 回 (2033 年) 国民体育大会の開催申請書提出順序了解県とすることが報告

・その後の第 75 回国民体育大会 (鹿児島国体) の中止・特別大会の開催に伴い、日本スポーツ協会で延期ルールが定められましたが、本県では、予定どおり令和 15 (2033) 年の開催を目指しており、最終的に日本スポーツ協会国体委員会の承認を経て決まる予定です。

令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 準備スケジュール

年度		開催手続	推進体制等
平成30(2018)年度	15年前	開催要望書の提出	
令和元(2019)年度	14年前	内々定	
令和2(2020)年度	13年前		
令和3(2021)年度	12年前		
令和4(2022)年度	11年前		
令和5(2023)年度	10年前	主会場の選定	準備委員会設立 常任委員会の設置
令和6(2024)年度	9年前	競技会場 地選	各 専 門 委 員 会 随 時 開 催
令和7(2025)年度	8年前		
令和8(2026)年度	7年前		
令和9(2027)年度	6年前	中央競技団体視察	競 技 力 向 上 の 取 組
令和10(2028)年度	5年前	開催申請書提出	
令和11(2029)年度	4年前	内定	
令和12(2030)年度	3年前	決定	実行委員会発足
		会場地総合視察 (日本スポーツ協会・文部科学省)	
		第84回国民スポーツ大会、第29回全国障害者スポーツ大会(島根国スポ・島根全スポ)	
令和13(2031)年度	2年前		
令和14(2032)年度	1年前	リハーサル大会	
令和15(2033)年度	開催年	国民スポーツ大会(9月中旬～10月中旬:11日以内 ※3年前に決定)	
		全国障害者スポーツ大会(概ね10月中:3日間)	

令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会
鳥取県準備委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 準備委員会は、令和15年国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を鳥取県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- （2）大会における実施競技及び会場地市町村に関すること
- （3）大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- （4）大会開催及び準備に係る経費に関すること
- （5）関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること
- （6）その他大会の開催に必要な準備に関すること

第2章 組織

（構成）

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）県及び市町村を代表する者
- （2）県及び市町村の議会を代表する者
- （3）関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- （4）前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係ある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

（役員）

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 10名以内
- （3）常任委員 50名以内
- （4）監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 準備委員会の会長は、鳥取県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監督する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 大会の開催に必要な基本方針に関する事
 - (2) 会則の制定及び改廃に関する事
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事
 - (4) 予算及び決算に関する事
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事
 - (6) その他重要な事項に関する事
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関する事
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事
- 8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

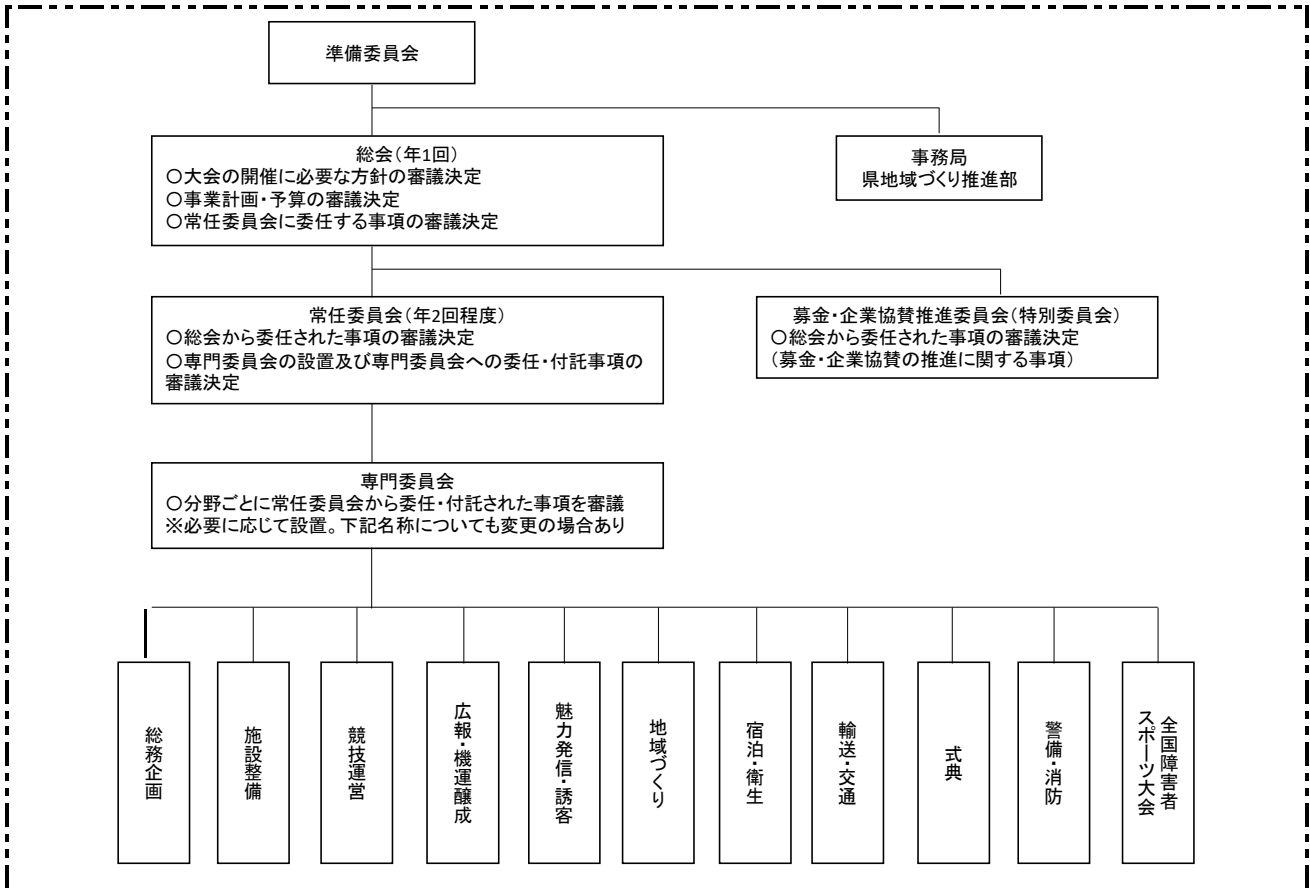
第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

- 1 この会則は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 準備委員会の設立当初の会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和6年3月31日までとする。

令和 15 年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 鳥取県準備委員会 組織図



総 会	大会開催に係る根幹的事項の審議・決定を行う最高機関 開催基本方針、会則の制定、事業計画、予算・決算、常任委員会への委任事項等
常任委員会	実質的な施策の審議・決定を行う機関 総会から委任された事項（開催基本計画、会場地市町村・実施予定競技の選定等）の審議決定
専門委員会	専門的な施策の審議・調査を行う機関（必要に応じて設置）
	・総務企画 総合計画、会場地市町村の選定等
	・施設整備 施設整備方針、施設基準
	・競技運営 実施競技選択方針、運営計画、競技役員養成、用具の整備等
	・広報・機運醸成 広報基本方針、名称、シンボルマーク、マスコット等の制定等
	・魅力発信・誘客 県外からの誘客につなげる歴史、自然、文化など地域資源の整理等
	・地域づくり 県民活動基本方針、地域連携の推進等
	・宿泊・衛生 宿舍・配宿、食事・弁当、医療救護対策、防疫、食品・環境等
	・輸送・交通 全国輸送、総合開会式の輸送、競技会場地等の輸送計画等
	・式典 開・閉会式、式典演技、式典音楽の計画等
	・警備・消防 開・閉会式、競技会場の警備、消防防災対策
	・全国障害者スポーツ大会 大会の開催準備

第 1 回 総 会

令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 開催基本方針（案）

1 基本方針

令和15年国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会は、スポーツを通じた子どもたちの健全育成や健康づくりの推進はもとより、地域の魅力発信、地域活性化を図り、また支え愛社会や県民協働を加速させる絶好の機会となります。

県民それぞれが有する力を結集し、天皇杯・皇后杯の獲得を目指すとともに、県民と来県者との心温まる交流の輪を広げ、活力ある地域経済や地域社会の実現を目指します。

2 実施目標

（1）次代を担う子どもたちがトップを目指し挑戦できる環境づくり

東京2020オリンピック・パラリンピックでは、多くの県ゆかりの選手が選手登録され活躍しました。来る大会でも、オール鳥取で天皇杯・皇后杯の獲得を目指す過程で指導人材の確保や育成システムの整備を進め、子どもたちが鳥取から国や世界のトップを目指し挑戦できる環境づくりを進めます。

（2）一生涯の健康づくり

正式競技、オープン競技、文化プログラムを問わず、大会は多くの県民がスポーツや文化に親しむ絶好の機会となることから、実際に見て触れて参加していただきながらそれぞれに合った楽しみを見つけていただき、一生涯の健康づくりにつなげていただく機会とします。

（3）おもてなしを通じた地域間交流の深化

大会期間中は、選手・指導者等、全国から多くの関係者が来県する。この機会に鳥取ならではのおもてなしを通じて、人のぬくもり、支え愛社会、豊かな食文化、自然環境、培われてきた文化芸術等、地域の魅力を全国に向けて発信し、鳥取ファンを増やします。

（4）全国に向けての地域産業の魅力発信と地域活性化

大会開催に伴う経済効果はもとより、大会の開催を契機として鳥取ならではの技術や産品の魅力を知っていただき、経済活性化に繋げる機会とします。

（5）誰もが違いを超えて共に歩む社会の実現

あいサポート運動発祥の地として、また障がい者スポーツの先進県として、世代や性別、国籍、障がいの有無等の違いを超え、スポーツを通じて共に楽しみ相互理解を深めるための契機とします。

（6）地域資源を活用したコンパクトな大会運営と環境整備

多くの県民に大会運営に参画していただくなど、県民挙げての官民協働型の大会運営を行います。また、既存施設の改修活用、近隣県施設の活用など、地域資源の有効活用により、県民が身近にスポーツを楽しむことのできる環境を整備します。

令和5年度事業計画（案）

令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会の令和5年度事業計画は、次のとおりとする。

1 開催準備業務

- (1) 各種方針・基準等の策定
 - ・開催基本方針
 - ・会場市町村選定方針
- (2) 常任委員会の設置
- (3) その他開催準備業務の実施

2 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

3 各種調査の実施

- ・先催県等の情報収集

4 連絡調整の実施

公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本パラスポーツ協会及び関係機関・団体等との連絡調整

令和5年度収支予算（案）

令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会の令和5年度収支予算は、次のとおりとする。

1 収入の部

（単位：千円）

科目	予算額	説明
負担金	3,000	鳥取県負担金
合計	3,000	

2 支出の部

（単位：千円）

科目	予算額	説明
事業費	1,500	会議開催経費等
事務局費	1,500	事務局運営費
合計	3,000	

総会から常任委員会への委任事項（案）

令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会会則（以下「会則」という。）第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会開催に関する方針（会則第11条第4項第1号を除く。）及び計画の策定に関すること
- 2 競技会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担に関すること
- 4 競技施設の整備計画に関すること
- 5 競技の企画及び運営に関すること
- 6 大会実施競技に関すること
- 7 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 8 広報及び機運醸成に関すること
- 9 宿泊及び衛生に関すること
- 10 輸送及び交通に関すること
- 11 警備、消防防災及び医療救護に関すること
- 12 式典の企画及び運営に関すること
- 13 その他開催準備に関すること

〈 資 料 〉

国民体育大会の概要

- 戦後の混乱期の中、スポーツを通して国民に希望と勇気を与えようと、昭和 21 (1946) 年、京都を中心とした京阪神地区で第 1 回大会が開催された。
- 各都道府県の持ち回り方式で毎年開催され、本県では、昭和 60 (1985) 年に第 40 回大会を「わかとり国体」として開催し、昭和 63 (1988) 年の第 43 回京都大会から、2 巡目開催となっている。
- 平成 30 年 6 月 13 日に、「国民体育大会」の名称を 2023 年から「国民スポーツ大会」に変更する「スポーツ基本法の一部を改正する法律 (改正スポーツ基本法)」が成立し、令和 6 年に開催される佐賀県大会から、名称が「国民スポーツ大会」に変更される。
(略称は「国スポ」)

1 主催

(公財) 日本スポーツ協会 文部科学省 開催地都道府県

2 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進を体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとすることを目的とする。

3 開催時期及び開催期間

- (1) 冬季大会：12月～2月末日、5日間以内
- (2) 本大会：9月中旬～10月中旬、11日間以内

4 実施方法

- (1) 冬季大会と本大会の競技得点の合計を競う都道府県対抗方式で開催される。
- (2) 上記両大会で実施した全正式競技の男女総合成績 1 位に「天皇杯」、女子総合成績 1 位に「皇后杯」が授与される。

5 実施競技 (競技数)

区分		第 74 回 (2019 年) ～第 77 回 (2022 年)	第 78 回 (2024 年) ～第 81 回 (2027 年)	第 82 回 (2028 年) ～第 85 回 (2031 年)
本 大 会	正式競技	38 競技中、実施は 37 競技 (隔年実施競技が 1 競技あり) (陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車競技、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術 (隔年)、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた (隔年)、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン)		

	公開競技	5 競技	7 競技	9 競技 (綱引、ゲートボール、 武術太極拳、パワーリフティング、 グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、 エアロビック、スポーツチャンバラ、 ダンススポーツ)
	デモンストレーションスポーツ	開催都道府県が希望する競技		
	特別競技	1 競技 (高等学校野球)		
冬季大会	正式競技	3 競技 (スケート、アイスホッケー、スキー)		
	デモンストレーションスポーツ	開催都道府県が希望する競技		

※実施競技は4年ごとに見直すこととされており、第86回大会以降の開催競技は、(公財)日本スポーツ協会にて検討中。

6 表彰

- ・都道府県別に、冬季大会及び本大会の40競技について、競技得点、参加得点を合計し、競技別、男女総合(天皇杯)、女子総合(皇后杯)を競う。
- ・競技別得点は8位以内の入賞により与えられ、参加得点(10点)はいずれかの種目に参加することで与えられる。
- ・開催地都道府県は、ブロック予選を経ずに本大会へ出場できる「開催県のフルエントリー」で開催される。

区分	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	
個人競技	8点	7点	6点	5点	4点	4点	2点	1点	
団体競技	2~4人	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5~7人	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点

全国障害者スポーツ大会の概要

- 全国障害者スポーツ大会は、昭和 40（1965）年から行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、平成 4（1992）年から行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成 13（2001）年から国民体育大会終了後に、同じ開催地で行われている。
- 本県では、昭和 60（1985）年「わかとり国体」の開催後に、「第 21 回全国身体障害者スポーツ大会（わかとり大会）」を開催して以来の開催となる。

1 主催

（公財）日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県、市町村、その他関係団体

2 目的

障がいのある選手が、障がい者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

3 開催時期及び開催期間

国民体育大会本大会の直後を原則として、3日間（例年、概ね 10 月中）

4 参加資格

13歳以上の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者

5 実施競技

区分	競技数	競技名 (身：身体障がい者、知：知的障がい者、精：精神障がい者)
正式 競技	7	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・陸上競技（身・知） <li style="width: 50%;">・水泳（身・知） <li style="width: 50%;">・アーチェリー（身） <li style="width: 50%;">・フライングディスク（身・知） <li style="width: 50%;">・卓球（身・知・精） [サウンドテーブルテニス（身）を含む] <li style="width: 50%;">・ボウリング（知） <li style="width: 50%;">・ボッチャ（身）
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・バスケットボール（知） <li style="width: 50%;">・車椅子バスケットボール（身） <li style="width: 50%;">・ソフトボール（知） <li style="width: 50%;">・グラントソフトボール（身） <li style="width: 50%;">・サッカー（知） <li style="width: 50%;">・フットベースボール（知） <li style="width: 50%;">・バレーボール（身・知・精）
オープン 競技		広く障がい者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについて、主催者間で協議のうえ実施

※正式競技については、全国障害者スポーツ大会委員会で協議し、開催年の 5 年前までに日本パラスポーツ協会が決定。

6 表彰

- ・都道府県対抗ではなく、競技ごとに競った結果により表彰を行う。

国民体育大会（本大会）及び全国障害者スポーツ大会の開催順序等

1 国民体育大会（本大会）の開催順序

大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催【日本体育協会 国民体育大会開催基準要項 1 2】

地区	ブロック	都道府県名
東	北海道（1）	北海道
	東北（6）	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関東（8）	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越（5）	新潟、長野、富山、石川、福井
	東海（4）	静岡、愛知、三重、岐阜
	近畿（6）	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中国（5）	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四国（4）	香川、徳島、愛媛、高知
	九州（8）	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

（注）都道府県名のゴシックは、2巡目国体未開催県。鹿児島は中止となり特別大会を開催予定。三重は中止。

2 全国障害者スポーツ大会の開催順序

国民体育大会（本大会）の開催都道府県で開催【全国障がい者スポーツ協会全国障害者スポーツ大会開催基準要綱 5】

3 開催実績及び開催予定

回		年	開催 ブロック	開催県	備考
国体	障スポ (身スポ)				
1	—	1946		近畿地区	
33	(14)	1978		長野	1巡目「やまびこ国体」
43	(24)	1988		京都	2巡目（初回）
74	19	2019	東	茨城	開催済
75	20	2020	西	鹿児島	中止（2023に延期）
76	21	2021	中（東海）	三重	〃
77	22	2022	東	栃木	開催決定
特別		2023	西	鹿児島	〃
78	23	2024	西	佐賀	〃（国体名称が国民スポーツ大会へ）
79	24	2025	中（近畿）	滋賀	開催内定
80	25	2026	東	青森	〃
81	26	2027	西	宮崎	〃
82	27	2028	中（北信越）	長野	開催内々定
83	28	2029	東	群馬	〃
84	29	2030	西	島根	〃
85	30	2031	中（近畿）	奈良	〃
86	31	2032	東	（未定）	
87	32	2033	西	鳥取	開催内々定
88	33	2034	西	（未定）	

鹿児島大会の延期に伴い、佐賀大会以降1年ずつ延期となったが、鳥取大会については、残る未定県（山梨、沖縄）の開催表明～内々定をもって開催年が決まる予定。

（注）全スポの前身は、昭和40年から始まった全国身体障害者スポーツ大会。

平成13年に知的障害者スポーツ大会と統合し、第1回全国障害者スポーツ大会が開催された。

第40回国民体育大会（わかとり国体・昭和60（1985）年開催）の概要

1 会期及び参加者数

大会名	会期	参加者数	
		監督・選手	本部役員
夏季大会	9月15日～18日	4,084人	403人
秋季大会	10月20日～25日	19,288人	889人

2 テーマ 「わかとり国体」

3 スローガン 「明日へ向かって はばたこう」

“わかとり”、それは明日への無限の可能性を内包する若々しい力の象徴であり、来るべき21世紀へ向かって大きく飛躍しようとする61万鳥取県民の、限らない願望と揺るぎない決意を示している。

緑豊かな自然と歴史的風土に恵まれたわが鳥取県は、幾多の試練を克服してきた先人たちによって、勤勉でしかも堅実な県民性がはぐくまれてきた。

全国から集う精鋭が力と技を競い合い、さわやかで心温まるふれあいの場ともなる第40回国民体育大会を契機として、「積極性に富んだ創造的な資質をより高め、全県民が活力とうるおいのある郷土の実現を目指して力強くはばたこう。

4 シンボルマーク



わかとり国体に結集する若い力と21世紀に向かって発展する本県の姿を、はばたく“とり”によって象徴したものである。

5 わかとり国体の歌 「^{スピリッツ}Spirit」

作詞：岡本おさみ（米子市出身）、作曲：鈴木キサブロー、編曲：鳥山雄司、
歌唱：上條恒彦

6 総合成績

	男女総合成績	女子総合成績
1位	鳥取県（386.96点）	鳥取県（203.83点）
2位	埼玉県（176.21点）	大阪府（101.19点）
3位	東京都（162.00点）	東京都（90.66点）

競技会場地一覧図



夏季大会 昭和60年 9月15日～18日
 秋季大会 昭和60年10月20日～25日 【 】は、公開競技

第 21 回全国身体障害者スポーツ大会
(わかとり大会・昭和 60 (1985) 年) の概要

1 会期

昭和 60 年 11 月 2 日 (土)・3 日 (日) (2 日間)

2 参加者数

選手・役員 1,123 人

3 大会スローガン

「はばたこう 夢と希望の 輪をひろげ」

4 実施競技及び会場 (7 競技)

競技	会場
開・閉会式	布勢総合運動公園陸上競技場
陸上競技	布勢総合運動公園陸上競技場
車いすバスケットボール	鳥取産業体育館
卓球	鳥取県立鳥取西高等学校
アーチェリー	布勢総合運動公園野球場
水泳	鳥取産業体育館
盲人野球	鳥取県立鳥取西高等学校
聴覚障がい者バレーボール	鳥取市民体育館

5 ボランティア数

351 人 (手話・選手団付・表彰等)

鳥取県地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課

〒680-8590 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

電 話 : 0857-26-7920

ファクシミリ : 0857-26-8129

電子メール : sports@pref.tottori.lg.jp